

令和6年第8回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和6年8月5日 開会

令和6年8月5日 閉会

## 令和6年第8回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年8月5日（月）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 農業振興地域整備計画（令和6年度第1回目）の変更に伴う意見について
- (5) 令和6年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名人の指名について  
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について  
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画（令和6年度第1回目）の変更に伴う意見について  
日程第8 議案第5号 令和6年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について  
日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和6年8月5日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

---

◎開会

議長

これから、令和6年第8回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号6番佐藤委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号12番今関委員及び議席番号13番鈴木委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

---

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

申請番号ごとに、地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号1について説明いたします。

本件は、売買による所有権の移転となります。申請理由は、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のためとなっておりますが、ここで譲受人が始めた頃から既に譲受人が借りている土地です。

隣接する別の土地を購入するときにこっちも買ってくださいよという話をされていたんですが、その前に別の土地の購入の話がありまして、それが終わったら買いますという話になっていたらしくて、今回、申請となりました。地元としては全く問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号14番藤田委員に求めます。

藤田委員

14番の藤田でございます。

ただいまの伊藤推進委員の説明のとおりでございます。特に問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。議案第1号申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号2の説明を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。  
番号2について説明いたします。  
賃貸借で、譲受人のほうは経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今年から作付を行っているようで、この間見てきましたけれども、水稻のほうがしっかり植え付けられて成長していました。  
何ら問題はないと思いますので、よろしく御審議お願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号11番中山委員に求めます。

中山委員 11番の中山でございます。  
内容につきましては、古谷推進委員からのお話のとおりでございます。これからやられます譲受人におきましても、かなりの規模をやるようになっておりますので、安心かと思っております。  
権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを申し上げます。  
よろしくお願いたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。議案第1号申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

---

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。  
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津です。  
議案第2号申請番号1について御説明いたします。  
こちらの申請は、申請地を植栽用地として使用するため、田から畑に造成工事を行うものです。申請者は、造園業を行う親族とともに外国向けの樹木販売を行う計画をかねてより考えていたそうです。  
隣接農地の耕作者や土地改良区からは同意が得られているということで、地元としては特に問題はないかと思われます。  
御審議のほどよろしく願います。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番、小川です。  
先日、現地を確認してまいりました。議案第2号申請番号1についてですが、内容は先ほど推進委員さんが御説明したとおりでございます。  
一時的な利用であることから、農地法第4条第6項ただし書き及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思

われます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第2号申請番号1は、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

議案第2号申請番号2について説明いたします。

昨日、現地確認をまいりました。こちらの申請は営農型太陽光発電の3年間の更新申請になります。パネルの下では主に落花生を生産してきましたが、今後はソラマメや小豆類も生産していくとのことです。生育はおおむね順調ですので、特に問題ないと思いません。

よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

4番、小川です。

先日、現地を確認をまいりました。議案第2号申請番号2についてですが、ただいま川島推進委員さんが説明したとおりでございます。

ます。

一時的な利用であることから、農地法第4条第6項ただし書き及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われま

す。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第2号申請番号2は、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津です。

議案第3号申請番号1について御説明いたします。

こちらの申請は、議案第2号申請番号1の農地造成工事の工事車両通路として隣接地を一時的に使用するという事です。所有している敷鉄板を敷き、造成工事完了後速やかに撤去するので、問題はないかと思われま

す。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員 4番、小川です。  
先日、現地を確認してまいりました。議案第3号申請番号1についてですが、ただいま川津推進委員さんから説明があったとおりでございます。  
一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書き及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われる。  
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。  
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。  
申請番号2及び3は同一事業でございます。  
お諮りいたします。申請番号2及び3を一括して審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。  
申請番号2及び3を一括して審議いたします。  
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員 担当推進委員の鈴木でございます。  
議案第3号申請番号2及び3について説明いたします。  
譲受人は、船舶のエンジンや発電機などを扱っている会社で、事業拡大に伴い資材を置くスペースが不足してきたということで申請に至ったそうです。  
申請番号3については、1筆農地を挟むような計画ですが、そちらの所有者及び耕作者からは同意を得られているため、問題はないかと思われます。  
御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を雲地委員に求めます。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。  
先日現地を確認してきました。議案第3号申請番号2及び3についてですが、内容は先ほど鈴木推進委員が説明したとおりです。  
本件は、第1種農地への資材置場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、周辺地域居住者が経営する会社の業務上、必要な施設が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るという例外規定及び既存施設の拡張で拡張面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。  
よろしく願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。  
申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。  
議案第3号申請番号4について説明いたします。  
譲受人は、申請地近くの店舗で中古車販売を行っておりますが、現在、店舗前や店舗の1階部分などに展示車や従業員の車などを駐車しているため、一つにまとまった広い駐車スペースを確保して営業していきたいとのことで今回の申請に至ったそうです。  
現地を確認してきましたが、申請地は第3種農地であり、隣接農地への影響についても特に問題はないかと思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を雲地委員に求めます。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。  
先日、現地を確認しました。議案第3号申請番号4についてですが、内容は、先ほど布施推進委員が説明してくれたとおりです。  
本件は、第3種農地へのガレージ及び駐車場の建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、許可相当と思われまます。  
よろしく願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めまます。  
採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すこ

とに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。  
申請番号5の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長** 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

**布施推進委員** 地区担当推進委員の布施です。  
議案第3号申請番号5について説明いたします。  
申請地は農振農用地でしたが、農振除外の手続が完了したため、今回、住宅の建設ということで転用の申請がありました。  
譲受人は、今後の生活を考慮し、両親の住む実家近くに住宅を建てたいということで、お父さんが所有する申請地を選定したそうです。  
現地を確認してきましたが、特に問題はないかと思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

**議長** 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を雲地委員に求めます。

**雲地委員** 議席番号3番、雲地です。  
現地のほうは先日確認してきました。議案第3号申請番号5についてですが、内容は先ほど布施推進委員が説明したとおりです。  
本件は、第2種農地への専用住宅の建設であり、代替性、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。  
したがって、許可相当と思われまます。  
よろしく願いいたします。

**議長** 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農業振興地域整備計画（令和6年度第1回目）の変更に伴う意見についてを議題といたします。

重要変更の案件番号1を審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第4号案件番号1について説明します。

先日、現地を確認してきました。事業計画者は、現在、申請地の道路を挟んだ隣接地において特別養護老人ホームを営んでおりますが、施設の老朽化等に備え、申請地に同施設を新設したいとのことです。

申請地周辺は宅地及び山林が多く、一部農地と隣接しておりますが、施設の建築を地上1階建てにするなど、周辺農地等への影響が最小限に抑えられるような計画のため、地元としても何ら問題ないと思われまます。

審議、よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を雲地委員に求めます。

**雲地委員** 議席番号3番、雲地です。  
議案第4号案件番号1についてですが、内容は、今、伊藤推進委員が説明したとおりです。  
代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。  
したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の許可見込みはあると思われます。  
以上です。

**議長** 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。  
採決いたします。本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。  
重要変更の案件番号2を審議いたします。  
事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長** 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を隣接地区推進委員の山下委員に求めます。

**山下推進委員** 隣接地区担当推進委員の山下です。  
この申請は、登記地目が雑種地であること及び現況が農地ではないこと、既に事業地として使用している状態ですので、特に申し上げることはありません。  
以上です。

**議長** 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

4番、小川です。

先日、現地を確認してきました。議案第4号案件番号2についてですが、ただいま山下推進委員が説明したとおりでございます。

本件は、登記地目が非農地であること及び現況も農地でないことから、農地法適用外対象と考えられます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件の地目は既に非農地でございます。よって、農地法適用対象外として意見を付すことで御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は、農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。

重要変更の案件番号3を審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第4号3番について説明いたします。

この申請は、農振農用地に編入するという計画です。経営圃場整備事業を実施するために必要な計画になります。

当然、圃場整備以後も農地として使用されていく予定ですので、何ら問題ないかと思われま。

よろしく申し上げます。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を雲地委員に求めます。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。  
議案第4号案件番号3についてですが、内容は齋藤推進委員が説明してくれたとおりです。農業振興地域整備計画変更後も農地として使用される予定ですので、特に問題ないかと思われます。特段、意見はありません。  
以上です。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。本件は、圃場整備地区への編入でございます。よって、意見なしとして意見を付すことで御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は意見なしとして意見を付すことに決定いたしました。  
軽微変更の案件番号4を審議いたします。  
事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要説明が終わりました。  
状況の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。  
案件番号4について説明いたします。  
これは農業用施設であり、軽微変更です。  
申請者は養豚業を営んでおり、事業拡大のため豚舎を新設するためです。  
周辺農地への影響ですが、南側、東側は自己所有地であり、北側

は道路ということで影響はありません。

東側の所有者の方には、昨日訪れ話を伺いましたが、説明を受けて同意されたとのことで、問題はありません。

申請人は後継者もしっかり経営に参加しており、事業計画、許可の見込みはあると思われます。

説明は以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川議員に求めます。

小川委員

4番、小川です。

先日、現地を確認してきました。議案第4号案件番号4についてですが、ただいま佐瀬推進委員さんの説明のとおりでございます。

農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、転用の許可見込みはあると思われます。

よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は、許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。

---

#### ◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、令和6年度第5次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

本議案における利用権設定等個人別明細の番号7及び10は、議席番号14番、藤田委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規

定されていることから、審議の方法についてお諮りいたします。

この議案は、利用権設定等個人別明細の番号7及び10とその他をそれぞれ一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。この議案は2回に分けて採決いたします。  
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
まず、利用権設定等個人別明細の番号7及び10を除いて採決いたします。利用権設定等個人別明細の番号1から6並びに8及び9を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
利用権設定等個人別明細の番号7及び10を採決いたしますので、藤田委員の退室を求めます。

(藤田委員 退室)

議長

利用権設定等個人別明細の番号7番及び10号を採決いたします。  
利用権設定等個人別明細の番号7及び10を原案のとおり承認することに御異議がない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
藤田雅之委員に関する案件が終了いたしましたので、藤田委員の入室を求めます。

(藤田委員 入室)

---

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。  
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。  
番号ごとに推進委員の報告を求めます。  
番号1から4までの報告を隣接地区推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員 隣接地区推進委員の山下です。  
番号1から4について説明させていただきます。  
まず番号1、更新です。スイカと秋冬人参を主力にしており、園芸農協のほうに出荷しております。良品を出荷して、収益の向上を図るということです。  
番号2、更新です。こちらも同じようにスイカ、秋冬人参を主力にしている、園芸農協のほうに出荷して、病気に強い品種を導入し、売上げの向上を図るということです。  
番号3、こちら、更新です。やはりスイカ、秋冬人参がメインで、露地スイカの拡大を希望ということです。  
番号4、こちらも更新です。スイカ、秋冬人参のほかにもじゃがいも、サツマイモ等を導入して、収入の向上を図りたいということです。  
よろしくお願いします。

議長 番号5の報告を隣接地区推進委員の伊藤委員に求めます。

- 伊藤推進委員** 隣接地区推進委員の伊藤です。  
5番について説明します。  
更新です。複合経営とほうれん草、レタス、じゃがいもと、本人と妻、両親の4人で露地野菜、施設野菜の生産を行っています。  
夏の暑さにより、ほうれん草の減収が目立つため、露地野菜の作付けを行い、リスク分散を図るためです。  
よろしくをお願いします。
- 議長** 番号6の報告を地区担当推進委員の川津委員に求めます。
- 川津推進委員** 地区担当推進委員、川津でございます。  
更新です。水稻を作っております。本人と妻、長男の3人で水稻の生産を行っているということで、水田の均平化に努め、生産効率の向上を図るということです。  
よろしくお願いたします。
- 議長** 番号7の報告を地区担当推進委員の小川委員に求めます。
- 小川推進委員** 地区担当の小川です。  
番号7について説明させていただきます。  
更新です。主要作物がネギ、バンナム、水稻で行っております。  
妻と長女の3人で頑張っておりますので、何ら問題ないと思われ  
ます。  
よろしくお願いたします。
- 議長** 番号8の報告を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。
- 古谷推進委員** 地区担当推進委員の古谷です。  
番号8について御説明いたします。  
水稻栽培で、本人と妻の2人で水稻の生産を行っています。疎植栽培を行い、苗の生産コストを低減させ、ドローンを使った消毒で、労働時間を削減させるなど、頑張っております。  
よろしくをお願いします。
- 議長** 番号9の報告を地区担当推進委員の椎名委員に求めます。

- 椎名推進委員** 担当推進委員の椎名です。  
ナンバー9について御説明いたします。  
今回更新で、本人と妻の2人で酪農と水稻の生産を行っております。  
今後につきましては、和牛の繁殖に取り組んで経営の安定を図っていくとのことです。  
よろしく願いいたします。
- 議長** 番号10の報告を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。
- 鈴木推進委員** 担当推進委員の鈴木でございます。  
更新でございます。酪農専門でございます。  
労働力としては本人1人で、ヘルパーさんなどを利用して、子牛などの肥育は北海道のほうへ預けて労力軽減を図っているようです。  
頑張っておりますので、更新のほどよろしく願いします。
- 議長** 番号11の報告を隣接地区推進委員の山下委員に求めます。
- 山下推進委員** 隣接地区推進委員の山下です。  
こちらも更新です。  
酪農です。古くから地元で酪農を安定的に家族一丸となって経営しております。  
よろしく願いします。
- 議長** 番号12の報告を地区担当推進委員の椎名委員に求めます。
- 椎名推進委員** 担当推進委員の椎名です。  
12番について御説明いたします。  
今回更新で、本人と妹の2人で水稻と露地野菜、特にネギに力を入れて頑張っております。  
今後もネギを頑張り、機械化を進めて省力化に努めていきたいとのことです。よろしく願いいたします。
- 議長** 番号13の報告を隣接地区推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

番号13について説明させていただきます。

こちらは新規です。昨年におやじさんから経営を移譲されたというものです。こちらは、家族と一緒にスイカ、秋冬人参を園芸農協のほうにたくさん出荷されております。

よろしく申し上げます。

議長

推進委員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第6号は原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議等は全て終了いたしました。

---

◎その他

議長

その他の件について、皆様方から御意見等ございませんでしょうか。

---

◎閉 会

議長

では、御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。